

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	五六
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	五六
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	五五
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	五五
○造成宅地防災区域を解除する件二件	五九
福島県病院局	
○福島県病院局処務規程の一部を改正する規程	五六〇

告 示

福島県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十六年十一月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エイトタウン南会津 福島県南会津郡南会津町田島字田島柳三十五番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 大規模小売店舗を設置する者

- 名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
名称 株式会社リオン・ドールコーポレーション
代表者の氏名 代表取締役 小池 信介
住所 福島県会津若松市中町四番三十六号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年七月八日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千七百八十一平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 三百二十六台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 三十七台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 二百三十三平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 三十四立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
別紙書面のとおり
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時から午前零時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 三か所
(一) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
平成二十六年十一月七日

（「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年十一月二十一日から平成二十七年三月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか

二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日
届出年月日

四 届出年月日
平成二十六年十一月十日

五 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所において縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキいわき錦店 福島県いわき市錦町徳力七番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年十一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百九十号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定（平成二十五年福島県告示第三百五十三号）を次のとおり解除する。
平成二十六年十一月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

区	域	名	区	域	の	範	圍
---	---	---	---	---	---	---	---

桑折地区

伊達郡桑折町字新和町

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県北建設事務所建築住宅課及び桑折町役場に備え置いて縦覧に供する。
(建築指導課)

福島県告示第六百九十一号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定(平成二十五年福島県告示第二百八十一号)を次のとおり解除する。

平成二十六年十一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

苗代替住宅	区域名	区	域	区域の範囲
	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替			次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県相双建設事務所建築住宅課及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。
(建築指導課)

福島県病院局

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成26年11月21日

福島県病院事業管理者 丹羽真一

福島県病院局管理規程第10号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程(平成16年福島県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

29 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の特別職の職員
の任免(別表第2に掲げる院長の専決事項に係る者を除く。)

28 課員の担当事務の

決定

を

30 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の特別職の職員
の任免(別表第2に掲げる院長の専決事項に係る者を除く。)

28 課員の担当事

に改め、同表局長専決事項の欄中28を29とし、27を28とし、26

務の決定

|
」

を27とし、25を26とし、24の次に次のように加える。

25 職員が消防団員と兼職することについての承認

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院経営課)